

富加町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富加町における空き家の有効利用を通して、定住促進及び地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりに寄与することを目的に空き家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に個人が居住を目的として所有し、現に居住していない又は近日中に居住しなくなる予定の建物（民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。）及び当該建物の敷地（付随する田、畑等を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 町内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を提供する制度をいう。
- (4) 不動産事業者 富加町と「富加町における空き家の対策に関する協定書」を締結した関係機関に属する町内に所在する不動産事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、富加町空き家バンク物件登録申込書(別記様式第1号)に富加町空き家バンク登録カード(別記様式第2号)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、富加町空き家バンク登録完了書(別記様式第3号)により申込者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定による申込内容が次のいずれかに該当し、登録物件として適切でないことを認めるときは、登録を行わないことを決定し、その理由を付記し、富加町空き家バンク物件不登録通知書(別記様式第4号)により、申込者に通知するものとする。

(1) 当該空き家の登録者が第2条第2号の所有者等の条件を満たしていないもの

(2) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(3) 空き家バンクの登録内容に虚偽があることが判明したもの

(4) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないことを認められたもの

5 第3項の規定による登録の有効期限は、登録した日から2年年度目の末日とする。ただし、有効期限満了前日までに再登録をすることができる。

(登録事項の変更等)

第5条 前条の規定による登録完了書の通知を受けた申込者は、当該登録事項に変更があったときは、直ちに富加町空き家バンク登録変更届出書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消し、富加町空き家バンク抹消通知書（別記様式第6号）により、申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家の所有権その他の権利の異動があったとき。
- (2) 申請者から富加町空き家バンク登録抹消申出書（別記様式第7号）の提出があったとき。
- (3) 空き家バンクの登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (4) 登録の有効期限が満了となったとき。
- (5) 登録物件の売買又は賃貸借の成約により空き家でなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるほか、町長が登録に相当でないと認めたとき。

（空き家情報の公開等）

第7条 町長は、登録した空き家の情報のうち個人情報に関する事項を除き町のホームページ等に掲載し、空き家情報を公開するものとする。ただし、申込者が希望しない内容については、この限りでない。

（利用の申込み等）

第8条 町長は、申込者の登録された情報を利用希望者に提供する

ものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、富加町空き家バンク利用申込書（別記様式第8号）に富加町空き家バンク利用誓約書（別記様式第9号）を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容等を審査し、適切であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、富加町空き家バンク利用登録完了書（別記様式第10号）により利用希望者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による登録の有効期限は、登録した日から2年度目の末日とする。ただし、有効期限満了前日までに再登録をすることができる。

（空き家バンク利用の要件）

第9条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、空き家の購入又は賃貸を希望し、地域住民と協調して生活できるものでなければならない。

（利用登録の変更等）

第10条 利用登録事項に変更があったときは、直ちに富加町空き家バンク利用登録変更届出書（別記様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第11条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、利用登録台帳の登録を抹消するとともに、富加町空き家バンク利用登録抹消通知書（別記様式第12号）を当該利用者に通知するものとする。

- (1) 第8条第4項の利用登録の有効期限が経過したとき。
- (2) 利用登録者本人から富加町空き家バンク利用登録抹消申出書（別記様式第13号）の提出があったとき。
- (3) 第9条に規定する要件を欠くと認めるとき。
- (4) 利用登録の申込内容に虚偽の記載があったとき。
- (5) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか町長が登録に相当でないと認めたとき。

（申込者と利用登録者との交渉等）

第12条 町長は、申込者及び利用登録者の空き家に関する売買、賃借等の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

- 2 契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 利用登録者又は仲介することとなった不動産事業者は、交渉の結果を町長に報告しなければならない。

（個人情報保護）

第13条 空き家台帳及び利用登録者台帳に登載する個人情報の取扱については、富加町個人情報保護条例（平成15年条例第19号）に定めるところによる。

（暴力団の排除）

第14条 富加町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と認められる者は、富加町空き家バンクを利用することができない。

2 前項の規定により利用を制限する範囲には、利用登録者の同居者も含めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

